

狩猟・有害鳥獣捕獲のこと

早分かりガイド



目次

① 狩猟免許のこと

“狩猟ってなに？” “狩猟を知らないけど興味はあるなー”

→そのような方は、ぜひ、**P1~6**をご覧ください。

② 有害鳥獣捕獲のこと

“イノシシ等に農作物がやられるから捕獲したい”

→そのような方は、ぜひ、**P7~9**をご覧ください。

③ 有害鳥獣捕獲のこと（狩猟免許が不要）

“畑やハウスの作物を、アライグマやタヌキにやられたー”

→そのような方は、ぜひ、**P12**をご覧ください。

④ 廃棄農作物などを出さない取組のこと

集落の皆さんのちょっとした取組で鳥獣被害が防げます。

ぜひ、**P13**をご覧ください。

狩猟ってなに？

“狩猟”とは、狩猟が認められる期間において、銃やわななど決められた猟具を用いて野生鳥獣を捕獲することです。（捕獲できる鳥獣は決められています。）

捕獲した鳥獣は、食肉はもとより、革製品やアクセサリなどのいろいろな用途で利用されます。

“狩猟”は、個人の楽しみだけではなく、野生鳥獣の生息数や生息範囲を適正に保つことで、自然環境の保全や私たちの暮らしの安全を守る大切な役割も果たしています。

狩猟で捕獲できる鳥獣（例）

（全部で46種類の鳥獣を捕獲できます）



イノシシ



シカ



アライグマ



タヌキ



カラス



カモ



キジ

（※ニホンザルは狩猟で捕獲できません。有害鳥獣捕獲（農作物等に被害を及ぼす鳥獣を捕獲すること）により捕獲が可能です。）

どうやって獲るの？



「箱わな」

エサを使ってわなへ誘いこみ、捕獲します。わなの中をエサ場だと思わせ、不信感なく入らせることが重要です。



「くくりわな」

獲物を通る道に、輪にしたワイヤーを仕掛けて捕獲します。獲物の足の踏み位置を予測して、獲物が気づかないように、わなを仕掛けることが重要です。



「猟銃」

獲物を猟銃で撃って捕獲します。獲物の生態や行動を知り、獲物に確実に出合えるようになることが重要です。

狩猟免許の種類

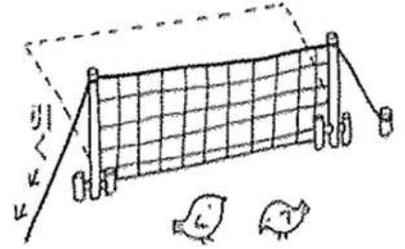
法定猟法の種類（使用できる猟具の種類）に応じて、次の4種類の狩猟免許があります。

① 「網猟免許」

糸などで編まれたものを被せたりして、鳥獣を捕獲する猟具

〈法定猟具〉

むそう網、はり網、つき網、なげ網



② 「わな猟免許」

閉じ込めたり、体の一部をくくったりして鳥獣を捕獲する猟具

〈法定猟具〉

箱わな、くくりわな、はこおとし、囲いわな

※わなで鳥類の捕獲をすることは禁止されています。



③ 「第一種銃猟」

装薬銃とは、火薬が燃焼する際に発生するガスの圧力で弾丸を発射する銃器の総称です。

〈法定猟具〉

装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃



④ 「第二種銃猟」

空気銃とは、空気やガスの圧力を利用して単一の弾丸を発射する銃器

〈法定猟具〉

空気銃のみ

※狩猟免許は狩猟を行うために必要な免許であって、この免許だけでは銃を使うことはできません。銃を使った狩猟を行いたい場合は、銃の所持許可証の交付を受けなければなりません。

狩猟を行うために、準備すること

1 狩猟免許の取得

① 使いたい猟具の種類を決める。

網猟

わな猟

第一種銃猟

第二種銃猟

18歳未満は受験できません。

20歳未満は受験できません。

※猟友会にお知り合いがいらっしゃる方など

② 最寄りの猟友会支部へ申請書を提出する。

県内の猟友会（19支部）

・基山 ・三養基 ・鳥栖 ・神埼 ・三瀬 ・佐賀 ・佐賀南
・小城 ・多久 ・唐津 ・伊万里 ・有田 ・武雄 ・大町
・白石 ・鹿島 ・太良 ・嬉野 ・相知

② （一社）佐賀県猟友会へ受験申請する。

（希望者）狩猟免許予備講習を受講する。

予備講習：（一社）佐賀県猟友会が主催する有料の講習です。

③ 狩猟免許試験を受験する。

④ 合格したら狩猟免許を取得

2 猟具の所持

網、わな

購入（製作）する。

猟銃など

所持するには、銃刀法に基づき、猟銃等所持許可が必要です。

詳細は、住所地を管轄する警察署へお問い合わせください。

3 狩猟者登録

狩猟をしたい県に狩猟者登録をする。

4 さあ、狩猟へ

ここに注目！

今、若い方・女性の方の狩猟免許取得が増えています！

- ここ数年、若い方（39歳以下）や女性の方で、狩猟免許を取得される方が増えており、10年前と比べると若い方の取得者数は約2倍、女性の取得者数は約5倍と増加しています。

年度	免許所持者数	免許所持者の内 39歳以下の人数 (免許所持者に占める割合)	免許所持者の内 女性の人数 (免許所持者に占める割合)
R2	1,808人	226人 (13%)	60人 (3%)
R3	1,777人	240人 (14%)	75人 (4%)
R4	1,865人	268人 (14%)	83人 (4%)
R5	1,902人	275人 (14%)	95人 (5%)
R6	1,882人	268人 (14%)	106人 (6%)

- 狩猟免許試験については佐賀県のホームページもご参考ください。

「ホーム>しごと・産業>農林水産業>農業>佐賀県の鳥獣対策>狩猟関係>狩猟免許試験実施のお知らせ」

または

「<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00360440/index.html>」

※URL等は令和7年度現在のものです。ホームページの内容は変更される場合がありますのでご了承ください。

【費用の目安】

○狩猟免許取得時の必要経費

	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	備考
狩猟免許試験手数料	5,200 円				既に免許を所持しており、他種の免許を受験する場合は 3,900 円
その他経費	約 5,000 円				医師の診断書、写真
予備講習	10,000 円				猟友会が主催。受講は任意。
合 計	約 20,200 円				

○狩猟者登録時の必要経費

	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	備考
登録手数料	1,800 円				申請する種類ごとに必要
狩猟税	8,200 円	8,200 円	16,500 円	5,500 円	市町長の許可を受けて有害捕獲を行う場合は 1/2 減免が有ります。
(所得割額納付免除者)	(5,500 円)	(5,500 円)	(11,000 円)	—	
損害賠償保険等経費	猟友会に入会することで、保険加入となります（下記の「猟友会への入会等の必要経費」をご確認ください）。 民間の保険会社で加入を考えられる場合には、各自で手続きをお願いします。				
その他経費	約 1,000 円				写真 2 枚
合 計	約 11,000 円 (8,600 円)	約 11,000 円 (8,600 円)	約 19,300 円 (13,800 円)	約 8,300 円	

○猟友会への入会等の必要経費

	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	備考
1 県猟友会(年会費)	6,000 円				
2 県猟友会支部(年会費)	支部で異なる				
3 大日本猟友会(年会費)	2,300 円	2,300 円	4,800 円	3,300 円	損害賠償保険経費含む

※猟友会への入会については、「1」「2」「3」の入会がセットとなります。ただし、入会は任意です。

※「1」については、会員 1 人当たりの年会費となりますので、免許を複数所持されていても 6,000 円です。また、「2」についても、会員 1 人当たりの年会費です。

※「3」については、会員 1 人当たりの年会費となりますが、免許を複数所持されている方については、最も金額が高い免許種別分を収める必要があります。この年会費には、損害賠償保険経費も含まれており、免許を複数所持されている方は、全ての免許において保険が適用されます。

◎なお、猟銃所持には、猟銃等所持許可申請のための費用（散弾銃やライフル銃などは約 60,000 円、空気銃は約 20,000 円）が必要です。

【狩猟に関する Q&A】

Q1) 狩猟免許試験はいつありますか？

毎年5回程度、7月・8月・12月・1月頃に実施しています。

Q2) 狩猟免許を取得すれば、狩猟はできますか？

狩猟免許を取得するだけでは狩猟はできません。狩猟を行いたい都道府県に狩猟者登録をする必要があります。

Q3) 狩猟免許受験などに対する補助はありますか？

市町によっては補助制度があります。詳しくは、お住まいの市役所・町役場にお問い合わせください。

Q4) 狩猟期間はいつからいつまでですか？

佐賀県では、11月15日から翌年の2月15日までの3ヶ月間です。ただし、イノシシは11月15日から翌年の3月15日まで延長しており、さらに、11月1日から11月14日までと3月16日から3月31日までは、箱わな及び止めさしのための銃器使用が可能です。

Q5) 狩猟できる鳥獣や場所は決まっていますか？

狩猟できる鳥獣は、鳥類が26種・獣類が20種の計46種と法律で定められています。また、鳥獣保護区や公道等では、狩猟はできません。詳しくは、県ホームページやハンターマップ等で確認してください。さらに、夜間及び住居集合地域等においては、銃の使用が禁止されています。

Q6) 免許を取れば、イノシシは簡単に捕まえられますか？

イノシシは、賢く警戒心が強いので、捕獲するには工夫が必要です。このため、経験者などから技術を教わったり、一緒に猟をしたりすることで、経験や技術を身に付けていく必要があります。

Q7) 捕獲した鳥獣は、どうしたらいいですか？

捕獲した人が、責任を持って持ち帰りましょう。持ち帰ることが難しい場合には、風雨等や掘り返しによって捕獲物が露出しないようにきちんと埋却してください。

佐賀県内の野生鳥獣による農作物被害

- ・ 県内の農作物被害額は約 2 億 2 千 7 百万円 (令和 6 年度) にものぼっています。
- ・ 農家の皆様にとっては、丹精込めて育てた農作物を一夜にして食い荒ら
とら



イノシシによる水稲被害



イノシシによる法面被害



タヌキによるいちご被害



カラスによる梨被害

農作物に被害を及ぼす鳥獣については**有害捕獲**
(有害鳥獣捕獲、有害駆除)により捕獲しています



コラー！！ 
大切に育てた農作物を食べおって 
このままでは、生活ができません。トホホ・・・

あいつらを、どうにかできんものか・・・。

○これまで・・・

→「市町にお願いしよう。狩猟者に守ってもらおう。」
と他人に頼ることが多かったと思われます。

○ところが・・・

→狩猟者の減少や高齢化が進んできており、また、イノシシを箱わなで捕獲するのは重労働であるため、有害捕獲に取り組んでももらえない被害農地がたくさん出てきています。

○この結果・・・

→「自分の農地の有害鳥獣捕獲をしてもらえないので、被害が増え続けている。」
といった問題が出てきています。

意識を変えましょう！

◎これからは・・・

→「自分の農地は自分で守る！」といった意識に変えましょう。

◎そのためにも・・・

→狩猟免許をぜひ取得してください。

有害捕獲に取り組むには、要件があります

被害者本人が、本人の被害農地において有害捕獲に取り組む場合の主な要件

	狩猟免許 ※1	市町長の 許可※2	狩猟者 登録※3	技能熟 練者	法令違反者 でない※4	保険等の 加入※5
有害捕獲 全般	○	○	○	○	○	○
イノシシ を箱わな で捕獲	○	○	×	×	○	○

○：必要 ×：不要

※1： 取り組む猟具（網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟）の 狩猟免許 を有している者。

※2： 市町長の有害捕獲許可 を受けた者。

※3： 取り組む当該年度又は前年度に、佐賀県の狩猟者登録 を受けた者。

※4： 過去に 鳥獣保護管理法等関係法令に違反したことがない 者。

※5： 狩猟者保険等に加入 しており、事故等により他人に生じた 損失の賠償能力 を有する者。

◎重要ポイント
「有害捕獲」と「狩猟捕獲」の主な違い

	有害捕獲（有害鳥獣捕獲、有害駆除）	狩猟捕獲
捕獲目的	・農林水産業や生活環境の被害防止	・個人の趣味、生業
捕獲者要件	・原則、狩猟免許所持者 ・その他要件を県で規定	・狩猟免許所持者 ・県への狩猟者登録
捕獲期間	・市町長（許可権限者）が認めた期間	・狩猟期間内
捕獲区域	・市町長（許可権限者）が認めた区域	・狩猟者登録した都道府県
鳥獣の種類	・市町長（許可権限者）が決定した鳥獣種	・狩猟鳥獣46種
捕獲数量	・市町長（許可権限者）が捕獲上限を決定する	・法律で鳥獣種ごとに1日の捕獲上限が定められている
捕獲方法	・市町長（許可権限者）が認めた猟法	・法定療法による猟法

園芸作物を中心に、中型ほ乳類(アライグマ、アナグマ、タヌキなど)による被害が増えています。**捕獲対策にも、ぜひ取り組んでください。**

中型ほ乳類による被害



アライグマによるぶどう被害



アナグマによるアスパラガス被害



タヌキによるいちご被害

大切な農作物は、**自分の手による捕獲**で、鳥獣から守りましょう！！

～狩猟免許を持っていなくても大丈夫～

● 鳥獣の被害を防止するため、被害者の**被害農地内**※¹であれば、**狩猟免許を持たなくても**、**小型の箱わな等**※²により、アライグマ等を**捕獲**※³することができます。

※ 1 被害農地内 . . . ビニールハウス敷地、垣・柵その他これに類するもので囲まれた被害農地内

※ 2 小型の箱わな等 . . . カラスやアライグマ等の小型の鳥獣を捕獲する場合に小型の箱わなや、つき網を使用

※ 3 捕獲 **市町の有害捕獲許可が必要**です。詳細は、市町にお問い合わせください。

その他の事由による捕獲

・ ドブネズミ等を捕獲する場合

ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミは、鳥獣保護管理法が適用されません。従って、いつでも捕獲することができます。

・ 農林業に係る被害を防止する目的でネズミ科全種及びモグラ科全種を捕獲する場合

農業又は林業に係る被害を防止する目的に限り、ネズミ科全種及びモグラ科全種を随時捕獲することができます。

・ 垣や柵などで囲まれた住宅の敷地内で銃器を使用しないで狩猟鳥獣を捕獲する場合

垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内では、当該住宅の占有者の承諾があれば、小型の箱わなやつき網の使用、または手捕りでタヌキやハクビシンなどの小型の狩猟鳥獣を捕獲することができます。この場合、狩猟免許や狩猟者登録が必要ありません。

なお、狩猟と同様に、狩猟期間中の捕獲しかできず、捕獲数なども鳥獣保護管理法により制限があります。

・ 農林業に係る被害を防止する目的で囲いわなを設置する場合

農業又は林業に係る被害を防止する目的で、一定の条件を満たすことにより狩猟免許がなくても、農林業敷地内に設置した「囲いわな」により「狩猟獣」を捕獲することができます。

なお、狩猟と同様に、狩猟期間中の捕獲しかできず、わなの構造(天井がない)ため、捕獲できるのはイノシシ、シカに限られています。

「**廃棄農作物の放置**」は、**鳥獣被害拡大の原因**です。

地域全体でなくしましょう！！

- 農家の皆様の中には、出荷できない野菜や果実を田畑や家の周辺に捨てている方がいませんか。これが、**野生鳥獣による被害を増加させる原因**となっています。
- イノシシやカラス、アライグマなどの野生鳥獣は、こうした廃棄農作物で味を覚え、**生産している農作物まで食害**するようになります。
- 廃棄農作物は栄養価が高いので、食することで、**野生鳥獣の死亡率の低下や産子数の増加につながり、生息数が増加**します。
- コンポストの活用**や**土壌埋没**、もしくは**耕起**など行い、食されないように対策をお願いします。
- 集落や生産部会等といった**地域全体で取り組みましょう！**



ハウス周辺に放置されているいちごの残さ



廃棄農作物に群がるヒシボンガラス

【問い合わせ先】

○佐賀県農林水産部生産者支援課

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59 TEL:0952-25-7113 FAX:0952-25-7271

○一般社団法人佐賀県猟友会

〒840-0027 佐賀市本庄町本庄 278-4(森林会館内) TEL/FAX:0952-26-6543

○お住まいの市役所・町役場

お近くの県機関(農林事務所、農業振興センター)

※なお、猟銃等の所持許可については、住所地を管轄する警察署にお問い合わせください。

狩猟・有害捕獲のこと早分かりガイド

作成:佐賀県農林水産部生産者支援課